

新型コロナウイルス感染症対応活動基準（令和4年3月15日～）

新型コロナウイルス感染症対策本部会議
令和4年3月11日

- ・発生する危機事象に合わせて、各項目のレベルを設定する。
- ・各項目の活動は、レベル毎の内容を目安に決定し、詳細は別途通知する。
- ・「3密」回避や、「①身体距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い」をはじめとした基本的な感染症対策を継続する。
- ・学生への注意喚起は、主として教員が指導学生に対して行う。
- ・＜学生・教職員対象＞：濃厚接触者および感染の疑いがある者として行政検査の対象となった者は、PCRの検査結果が出るまで自宅待機とする。

ただし、濃厚接触者となった者は、検査結果が陰性の場合でも保健所が定める期間において、人との接触を厳に控えるとともに健康観察を行う。

（学生）

感染症対策及び体調管理の徹底を行った上で活動すること

		レベル1 (通常)	レベル2 制限(小)	レベル3 制限(中)	レベル4 制限(大)	レベル5 活動の原則停止
1	授業	講義	・特に制限なし	・注意喚起し授業実施	・原則遠隔配信 ・申請に基づき一部対面授業許可	・全て遠隔配信 ・全ての授業を中止
	実験・実習	・特に制限なし	・注意喚起し授業実施	・原則遠隔配信 ・申請に基づき一部対面授業許可	・全て遠隔配信	・全ての授業を中止
	課題研究・卒論発表会・審査会	・特に制限なし	・注意喚起し実施	・原則遠隔配信 ・申請に基づき一部対面許可	・全て遠隔配信	・全て中止
	教育実習・博物館実習・インターシップ	・特に制限なし	・注意喚起し実施	・申請に基づき許可	・申請に基づき条件付き許可（※1）	・全て中止
2	研究活動	・特に制限なし	・注意喚起し研究活動実施	・条件付き研究活動実施（※2）	・原則研究活動を中止	・全ての研究活動を中止
3	国内の移動（旅行・帰省）	・特に制限なし	・注意喚起し移動	・条件付き移動（※3）	・原則移動禁止	・全ての移動を禁止
4	国外の移動（旅行・帰省）	・特に制限なし	・注意喚起し移動	・移動の自粛要請（※3）	・原則移動禁止	・全ての移動を禁止
5	留学生の受け入れ	・特に制限なし	・注意喚起し移動	・政府の対応後、移動	・原則移動禁止	・全ての移動を禁止
6	教育・就職支援事業への参加	・特に制限なし	・注意喚起し参加	・条件付き参加（※4）	・原則禁止	・全て禁止
7	大学構内への入構	・特に制限なし	・注意喚起し入構	・条件付き入構（※5）	・不要・不急の入構禁止	・全ての学生の入構禁止
8	図書館使用	・特に制限なし	・注意喚起し利用	・条件付き利用（※6）	・原則利用停止	・全ての利用を停止
9	課外活動	・特に制限なし	・注意喚起し課外活動実施	・申請に基づき課外活動許可（※7）	・申請に基づき条件付き許可（※8）	・全ての課外活動を禁止
10	体育館の使用	・特に制限なし	・注意喚起し使用	・申請に基づき使用許可	・原則使用禁止（※9）	・全ての課外活動を禁止
11	更衣室の使用	・特に制限なし	・注意喚起し使用	・条件付き使用許可（※10）	・原則使用禁止	・全ての課外活動を禁止
12	トレーニングルームの使用	・特に制限なし	・注意喚起し使用	・条件付き使用許可（※10）	・原則使用禁止	・全ての課外活動を禁止
13	屋外運動施設の使用	・特に制限なし	・注意喚起し使用	・申請に基づき使用許可	・原則使用禁止（※9）	・全ての課外活動を禁止
14	飲食を伴う懇親会、交流会、コンパ等の宴会（少人数での外食等を除く）	・特に制限なし	・注意喚起し実施	・条件付き実施（※10）	・原則延期または中止（※11）	・延期または中止

- (※1) ・感染状況をみながら個別対応
- (※2) ・対面による研究指導は行わず遠隔で行う
 - ・動物の飼育等中断できない研究活動は指導教員の直接指導の下で実施する
- (※3) ・不要不急の移動を避け、国外は外務省の海外安全情報、国内は自治体の要請に従い判断する。緊急事態宣言等により、自治体から往来自粛要請が出ている地域への移動後10日間は健康管理に留意
- (※4) 1. 大学が開催する地域連携事業
2. 就職に関連する各種事業
- (※5) 1. 遠隔授業を受講する学生（自宅通信環境により受講が困難な学生に限る。）
2. 録画映像による補講を受ける学生（科目担当教員が特に認めた学生に限る。）
3. 対面による授業を受講する学生
4. 研究作業に従事する学部・大学院生
5. 各種申請等手続き又は相談等もしくは動物等の飼育のため入構することが必要となる学生
6. 附属図書館を利用する学生
7. 食堂・売店を短時間利用する学生
8. 課外活動が許可された学生
9. 教育・就職支援事業に参加する学生
- (※6) ・利用時間の制限
- (※7) ・緊急事態宣言等により、自治体から往来自粛要請が出ている地域への移動は禁ずる
- (※8) ・申請に基づき学内及び帯広市内の施設での活動に限定して許可
- (※9) ・授業および実習は感染症対策を実施したうえで使用可能
- (※10) ・北海道の衛生管理等に関するルールを順守する
- (※11) ・就職懇談会や内定式などの企業等が主催する行事に参加する場合を除く

(教職員)

感染症対策及び体調管理の徹底を行った上で活動すること

		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
		(通常)	制限(小)	制限(中)	制限(大)	活動の原則停止
1	教員・研究活動	・特に制限なし	・注意喚起し実施	・条件付き実施(※1)	・原則在宅勤務(進行中の実験及び継続中の研究を維持するための必要最小限の勤務並びにオンライン授業に係る勤務を許可)	・原則在宅勤務(進行中の実験及び継続中の研究を維持するための必要最小限の勤務を許可)
2	事務職員・勤務	・特に制限なし	・注意喚起し勤務に従事	・条件付き勤務に従事(※1)	・条件付き勤務に従事(※2)	・大学施設の維持管理、危機対策のための必要最小限の人員のみ勤務に従事
3	各種会議	・特に制限なし	・注意喚起し実施	・原則オンライン又はメール等書面による会議(重要な会議を除く)を活用	・原則オンライン又はメール等書面による会議(重要な会議を除く)を実施	・緊急時を除き延期又は中止
4	本学主催行事	・特に制限なし	・注意喚起し実施	・条件付き実施(※2)	・十分な感染防止対策が講じることができない場合は、延期または中止	・全ての行事を中止
5	国内の移動(出張)	・特に制限なし	・注意喚起し移動	・移動の自粛要請(※3)	・原則移動禁止	・全ての移動を禁止
6	国内の移動(旅行)	・特に制限なし	・注意喚起し移動	・移動の自粛要請(※3)	・原則移動禁止	・全ての移動を禁止
7	国外の移動(出張)	・特に制限なし	・注意喚起し移動	・移動の自粛要請(※3)	・原則移動禁止(※4-1、4-2)	・全ての移動を禁止
8	国外の移動(旅行)	・特に制限なし	・注意喚起し移動	・移動の自粛要請	・原則移動禁止	・全ての移動を禁止
9	体育館の使用	・特に制限なし	・注意喚起し使用	・申請に基づき使用許可	・原則使用禁止	・使用禁止
10	更衣室の使用	・特に制限なし	・注意喚起し使用	・条件付き使用(※5)	・原則使用禁止	・使用禁止
11	トレーニングルームの使用	・特に制限なし	・注意喚起し使用	・条件付き使用(※5)	・原則使用禁止	・使用禁止
12	屋外運動施設の使用	・特に制限なし	・注意喚起し使用	・申請に基づき使用許可	・原則使用禁止	・使用禁止
13	飲食を伴う職場単位での宴会(少人数での外食等を除く)	・特に制限なし	・注意喚起し実施	・条件付き実施(※5)	・原則延期または中止(※6)	・延期または中止

(※1) ・在宅勤務の積極的活用

(※2) 1. 大学が開催する地域連携事業
2. 就職に関連する各種事業

(※3) ・不要不急の移動を避け、国外は外務省の海外安全情報、国内は自治体の要請に従い判断する。緊急事態宣言等により、自治体から往来自粛要請が出ている地域への移動後10日間は健康管理に留意

(※4-1) ・渡航が認められている国のうち、招待講演、招へい、JICA関連に基づく移動は除く

(※4-2) ・学会発表は自粛を要請する

(※5) ・北海道の衛生管理等に関するルールを順守する。

(※6) ・情報交換会など外部機関が主催する感染対策が取られた行事に参加する場合を除く

(学外者)

感染症対策及び体調管理の徹底を行った上で活動すること

		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
		(通常)	制限(小)	制限(中)	制限(大)	活動の原則停止
1	海外からの研究者等の招へいや受け入れ	・特に制限なし	・注意喚起し招へい、受入れ	・条件付き招へい、受入れ(※1)	・原則招へい、受入れ禁止	・全ての招へい、受入れ禁止
2	大学構内への入構	・特に制限なし	・注意喚起し入構	・条件付き入構(※2)	・原則として入構禁止(※3)	・全ての入構禁止
3	施設利用	・特に制限なし	・注意喚起し施設利用	・条件付き施設利用(※2)	・原則として施設利用中止	・全ての施設利用中止
4	施設貸付	・特に制限なし	・申請に基づき注意喚起し施設貸付許可	・申請に基づき条件付き施設貸付許可	・原則として施設貸付中止	・全ての施設貸付中止
5	施設見学(教育機関、市民団体等)	・特に制限なし	・申請に基づき注意喚起し施設見学許可	・申請に基づき条件付き施設見学許可	・原則として施設見学中止	・全ての施設見学中止

(※1) 1. 大学からの要請に基づく招へい、受入れを実施

(※2) 1. 大学からの要請で学生の教育に従事する者
 2. 大学からの要請で研究に従事する者
 3. 共同獣医学課程における北大生
 4. 学生の教育・就職事業に関係する者
 5. 大学が主催する行事に参加する者
 6. 1～5に該当する場合でも、緊急事態宣言地域からの入構は禁止とする

(※3) 1. 許可された業者および大学からの要請で教育・就職支援に従事する者を除く